

第 3 6 号 議案

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する
条例

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例（平成 1 6 年足立区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 0 項に規定する共同生活介護及び同条第 1 6 項」を「第 1 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。